

# 保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 尚徳福祉会

保土ヶ谷保育園



〒240-0003

横浜市保土ヶ谷区天王町 1-3-3

TEL : 045-341-6815

FAX : 045-341-6827

携 帯 : 080-2882-0573

ホームページアドレス : <http://shoutoku-f.xsrv.jp/hodogaya/>

# 未来をなう子どもたちの すこやかな成長をねがって

未来への可能性を秘めたかけがえのない子どもたち。

その子どもたちが、まわりの人から愛され、日々の生活や遊びの中で心にひびく多くの体験を積み重ねることが人格形成の基盤を培います。その大切な時期の子どもたちをお預かりする保育園は、一人一人がより良い一日を過ごせるように援助します。

人や物や自然に大きな愛情を持ち、自信を持って生きていけるように・・・

## 心とからだの健康

いっぱい遊んでおいしく食べて気持ち良く眠りたい。ゆだね、守られ、安心して過ごしたい。

子どもたちが健康に過ごすため、食事、睡眠、排泄、清潔などの基本的な生活を大切にします。子どもは一人一人成長の仕方も個性も変わります。また、元気なときばかりではありません。子どもたちのありのままを認め、受け入れ、健康や安全に気を付けながら適切な援助を行います。

## さまざまな人とのかかわり

赤ちゃんから来年学校に行くおともだち、そして大人もいっぱい。みんな鬼ごっこやかくれんぼ、おままごとや積み木遊び、時々けんかもするけれど、ともだちっていいな。

うれしさ、楽しさ、悲しさ、くやしさ、たくさんのことを感じながら思いを伝えあい、色々な人と関わって、愛情と信頼感、そして人を大切にする心が育ちます。

## 心にひびく体験

風に吹かれ、おひさまと一緒にお散歩、道端の小さな花や草むらの虫、雨上りの水たまり。

みんなみんな大好きなともだち。大きな紙に絵を描こうかな、色んなお話をきたいな。積み木、工作中に夢中になる。明日も続きをやりたいな。

子どもたちの感受性は柔らかくしなやかです。幼いときの心動かされる体験は、子どもたちの歓声を豊かに育み、創造性の芽生えを培います。

## 子どもを育む環境

今日は何して遊ぼうかな。やりたいこと、知りたいことがいっぱい。遊びの大好き、いたずらも好き。頭と体を思いっきり使って、新しいことにチャレンジ。

保育園では子どもたちの好奇心や興味をかきたて、生活や遊びが安全で豊かに広がっていくように、環境や遊具に配慮しています。また、家庭的でくつろげる雰囲気となるよう工夫しています。

そして、家庭、園、地域とが共に支えあっていく事を大切にします。

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿

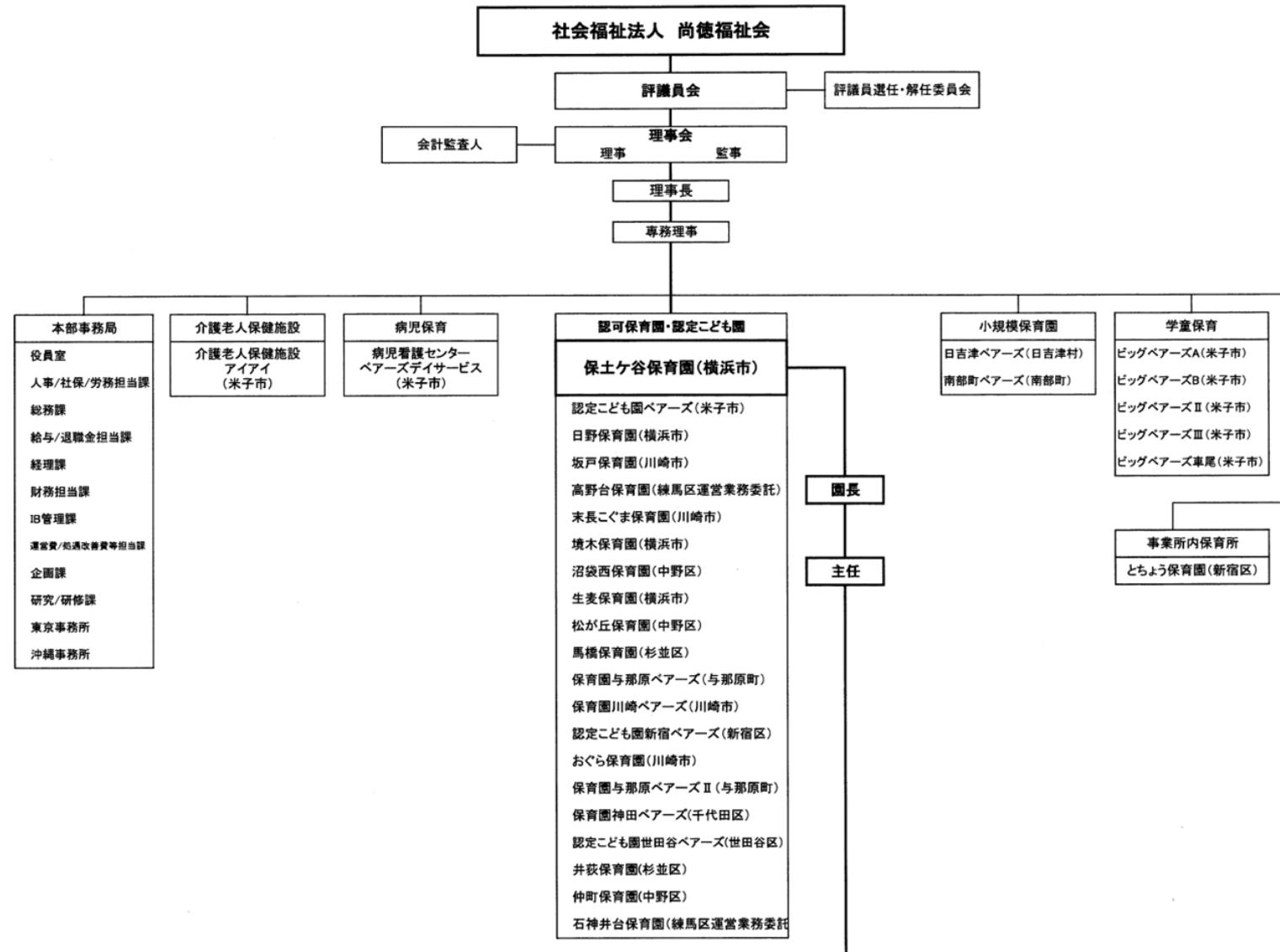
「学びに向かう力」は、心を動かす体験をして、やりたいことが生まれて、それを最後までやり遂げようとする力です。幼児期の終わりまでに育ってほしい資質・能力を整理して表したものが、以下の 10 の姿です。

ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり  
力 思考能力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚  
ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現 ・・・遊びを通してこれらの力を身につけ、小学校生活の様々な場面において伸び伸びと行動する力を育んでいきます。

# 目 次

◇すこやかな成長をねがって	1
◇組織図	3
◇保育園（所）とは	4
◇保育園の概要、クラス編成と定員、職員構成	5
◇保育理念、目標、保育姿勢、休園日について、異動届	6~7
◇保育園の一日	8
◇登園、降園、送迎について	9
◇延長保育利用について、延長保育緊急利用について	10~12
◇利用料徴収方法について	13
◇給食について	14
◇食物アレルギー（除去食）について	14~15
◇午睡について	15
◇保育園の行事について	15
◇保護者との連携について	15
◇障がいのある子への保育について	15
◇健康について	16~19
・与薬について	
◇安全について	19~21
・日本スポーツ振興センター	
・ほいくのほけん	
◇衛生について	21
◇非常事態発災時の対応について	21~22
◇苦情解決制度について	23
◇地域子育て支援事業について	24
◇その他	24
◇入園時に用意して頂くもの	25
◇短縮保育について	26
◇個人情報の取扱いについて	26
◇子育て情報	27~30
・横浜子育てサポートシステム	
・病児保育	
・病後児保育	
・24時間型緊急一時保育	
◇各種様式	31~40
・与薬依頼書	
・与薬に関する主治医意見書	
・意見書（医師記入）	
・登園届（保護者記入）	
・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表	

尚德福社会組織図



ひよこ(0歳児)	あひる(1歳児)	うさぎ(2歳児)	べんざん(3歳児)	ばんだ(4歳児)	きりん(5歳児)	給食室
保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	調理員

## 保育園（所）とは

保育園は、保護者の方の就労や病気などの理由によりご家庭でみることができないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

### 1. 保育園に申し込みができるときはどんなとき？

児童福祉法第六条に規定する保護者のいずれもが「保育の実施の基準」のいずれかに該当し、お子さんの養育ができないと認められ、かつ、同居の親族等がそのお子さんを養育することができないと認められる場合です。

### 2. 保育園でお預かりするお子さんの年齢は？

産休明けから就学前までです。各保育園によってお預かりする年齢は異なります。

### 3. 入園申し込みの方法は？

保育園の利用を希望される方は、お住まいの区の区役所子ども家庭支援課に申請してください。利用開始を希望する年月日により、申請の締切日が異なります。

### 4. 入園の決定は？

入園の可否は、各区の保健センターで決定し文書でお知らせします。申込者が定員を超え、申し込みのあったお子さんが全員入園できないときは、申し込み順ではなく、お仕事の状況や世帯の状況などを総合的に判断し、入園要件の高いお子さんから入園を決定します。

### 5. 申し込みに必要な主な書類は？

- (1) こども・子育て支援制度 支給認定申請書（2, 3号用）
- (2) こども・子育て支援制度 利用申請書（2, 3号用）
- (3) 2, 3号認定理由申立書
- (4) 保育を必要とすることを証明する書類（例：雇用証明書、診断書等）

※詳しくは各区役所の福祉保健センターにお問い合わせください。

利用申請用紙は区役所及び各保育園に用意しております。

### 6. 保育料について？

保護者が居住する市町村が定める利用料

※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償

2号認定：全ての児童を対象に無償

3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償

## 保育園の概要

名称	社会福祉法人 尚徳福祉会 保土ヶ谷保育園		
施設長	大日方 直美		
所在地	〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町 1-3-3		
電話番号	TEL045-341-6815 FAX045-341-6827		
開園年月日	昭和 25 年 9 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日 (横浜市) 民間移管		
定員	123 名		
施設規模	敷地面積	828.94 m <sup>2</sup>	
	構造及び延床面積	鉄骨 3 階建て 926.21 m <sup>2</sup>	

## クラス編成と定員

年齢	クラス名	定員	保育士の数
0 歳	ひよこ	9 人	3 人
1 歳	あひる	21 人	6 人
2 歳	うさぎ	21 人	5 人
3 歳	ペんぎん	24 人	2 人
4 歳	ぱんだ	24 人	1 人
5 歳	きりん	24 人	1 人

保育士は横浜市基準に応じて配置されています。

- ・0歳児 子ども3人に対して保育士1人
- ・1歳児 4 : 1
- ・2歳児 5 : 1
- ・3歳児 15 : 1
- ・4、5歳児 24 : 1
- ・障がい児対応 障がいに応じて対応

## 職員構成 (2024.2 月現在)

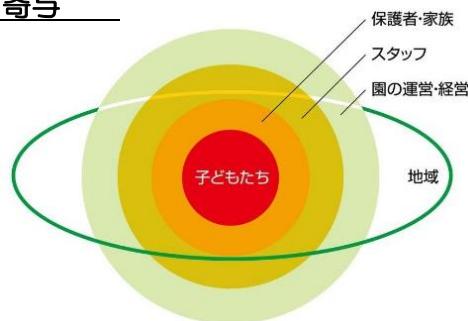
職種	園長	主任	保育士	保育補助	看護師	栄養士・調理員	事務員
人数	1 人	2 人	24 人	4 人	1 人	4 人	1 人

※職員の人数については、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める配置基準以上の配置としますが、入所人数により変動することがあります。また、人数には、アルバイト等も含みます。

# 保育理念・保育基本方針及び園目標

## 《社会福祉法人 尚徳福祉会 保土ヶ谷保育園の運営理念》

〈子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉の向上に寄与すること。〉



- 子どもたちが中心の、子どものための保育園
- すべての保護者・家族への支援ができる保育園
- 保育士等の職員を大切にし、職員も育つ保育園
- 明朗で隠し事もなく情報公開を行い、安定した法人が運営・経営する保育園
- 第三者評価など外部の評価を積極的に活用し、地域と協働、共存できる保育園

### (子どもの意向の尊重)

子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。

### (3P を大切に)

子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にした運営・経営に努める。

### (育てる人の意向の尊重)

子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。

### (誇りの持てる職場)

施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が活かされ、誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。

### (安全・安心)

子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるよう健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。

### (信頼は情報公開から)

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表等を整備し、財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

## ＜教育・保育方針＞

「子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出すための力の基礎を培うために」環境を通して教育・保育を行う。

- 大人との信頼関係をしっかり築き、一人一人を大切にし、心身共に安定した生活を送れるようにする。
- ゆったりとした環境のもと、自然との触れ合いを大事にしながら、友だちとの関わりの中であそぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つようにする。

## ＜全体的な計画・指導計画＞

- 全体的な計画は、「10の姿」を念頭に年齢ごとに途切れることなく、継続性を大切にして作成する。
- 年度末には、年齢ごとに評価を行い、次年度に向けて伝達、申し送りをする。

また、子どもたち一人一人の成長発達を把握した上で作成していく。年齢ごとの園児集団としての評価と日々成長・発達していく子どもたちであることをよく理解して、PDCAサイクルを実行しながらより良い計画となっていくように努める。

## <教育・保育目標>

「子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことが保育の目標である。

○心身ともに健全で安定した生活を保つことができるよう、配慮された環境、雰囲気を整備し、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たす。

○子どもたちが、自ら考え、判断し、主張し、行動できるよう、ハード面でも、ソフト面でも保育環境を整える。

○社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

○集団生活の中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

○自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。

○生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人の話を聞き理解する態度を養う。

○世代や地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜び、作る喜びを体験させる。

子どもたちが安全で、安心して過ごせる場所、これが子どもたちとの最低限の約束と考えています。

その上で子どもたちが自分で考え、判断し、行動していくように支えていきます。

## 休園日について

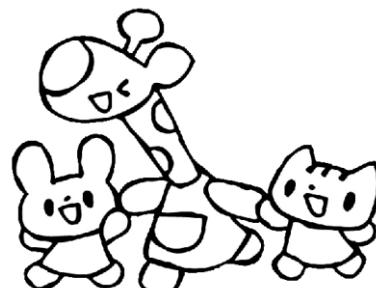
1. 日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日

2. 年末年始（12/29～1/3）

## 異動届

転居・勤務先の変更・退園予定などがありましたら、わかり次第お知らせください。

産休に入られる時にも異動届の提出が必要です。育休については、会社からの育児証明書、復職の際の証明書が必要になります。



## 保育園の一日

平日・土曜日

時間	乳児	幼児
7:00	開園	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園	保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:00	おやつ	
10:00	遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外）・活動・散歩
10:50	食事（年齢によって前後します）	
11:00	お昼寝（年齢によって前後します）	食事（年齢によって前後します）
12:00		お昼寝（年齢によって前後します）
12:30		
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了 保育短時間の場合、延長保育時間	保育短時間終了 保育短時間の場合、延長保育時間
18:30	保育標準時間終了 延長保育時間	保育標準時間終了 延長保育時間
20:00	閉園	閉園

## 登園について

1. 保護者または保育園に届け出ている人が付き添って保育園までお連れください。
2. 登園したらおが～るシステムで打刻し、おあすけの際は必ず職員に声をかけるようにしてください。
3. 健康状態、その他変わったことがある場合にはお知らせください。
4. 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は、9時までにご連絡ください。
5. 保護者の方が出張などで通常の勤務先にいない場合は、その都度必ず連絡先をお知らせください。

## 降園について

1. 保護者、または保育園に届け出ている人が迎えにきてください。小中学生のお迎えは、事件・事故を防ぐためにお断りしています。
2. 上記の方がお迎えにこられない場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来られる時間」を事前にご連絡ください。連絡がない場合は、代理の方にお引渡しきれませんのでご理解願います。なお代理の方には、身分証明書（運転免許証や保険証）を提示していただきます。
3. 降園の際もおが～るシステムで打刻し、必ず職員に声をかけてからお帰りください。
4. 帰りの支度を済ませてから、園庭や固定遊具で遊ぶことは危険です。ご協力をお願いします。
5. お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。

## 送迎について

1. 登降園時の門扉の開閉は、保護者が必ずおこなってください。特に帰りは子どもが一人で道路に飛び出さないよう十分ご注意ください。
2. 門の開閉には暗証番号の入力が必要です。  
番号については、別途お知らせします。なお暗証番号は定期的に変更しますので、その都度お知らせいたします。(年1回程度)
3. 保育園には駐車場の用意がありません。徒歩または公共交通機関をご利用ください。保土ヶ谷保育園は商店街の中にあり、周辺の道路も狭く車を停めるところがありません。車での送迎は自粛していただくようお願いします。やむを得ず車での送迎を行う場合には、近くの有料パーキングをご利用ください。
4. 自転車は通行の妨げにならないように駐輪してください。駐輪禁止エリアには停めないでください。
5. ベビーカー置き場は園内に用意しておりますのでご利用ください。
6. 日々のお迎えについては連絡ノートの「お迎えの人」「時間」の欄に毎日記入してください。記入された方と違う方が来られる場合は必ず記入された方からの連絡をお願いします。変更の連絡がない場合はお引渡しきれません。

## 延長保育利用について (事前登録制です)

延長	8 : 30	短時間保育短時間 (8時間)	16 : 30	延長
延長	7 : 30	標準保育標準時間 (11時間)	18 : 30	延長
7 : 00	開所時間			20 : 00

※延長：利用料が発生。土曜日についても平日と同様とします

- 「保育短時間」のお子さんは、保育時間（8時間）を超える前後の時間帯、「保育標準時間」のお子さんは、保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は、延長保育となります。  
延長保育は有料となり、延長保育を利用する予定の方は、保育園に事前に申込書を提出することで利用できます。延長保育の詳細と利用料金は、一覧表を参照してください。
- 急用で早く登園する場合、お迎えが予定時間を過ぎる場合、お迎えの方が変更になる場合は、必ずご連絡ください。延長保育にかかる場合には別途費用がかかります。延長保育申し込み以外の方が時間を過ぎた場合は「延長保育利用申請書」をご提出いただきます。

### (月単位での利用)

実施時間	保育短時間 (8時間) 朝 7 : 00~8 : 30 (30分単位)	夕 16 : 30~20 : 00 (30分単位)	
	保育標準時間 (11時間) 朝 7 : 00~7 : 30 (30分単位)	夕 18 : 30~20 : 00 (30分単位)	
利用登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用は、原則事前登録制です。</li> <li>ご利用月の前月 25 日までに保育園に<u>延長保育利用申請書</u>を提出してください。（申請書は保育園にあります。）</li> </ul>		
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用日、利用時間を事前にお知らせください。</li> <li>月ごとに延長保育利用予定表をお配りします。前月 25 日までに記入のうえご提出ください。</li> </ul>		
利用料	1か月利用	1,700円/30分	(階層減免・多子減免があります)
	10日以内利用	850円/30分	
間食代	1か月利用	2,500円	(階層減免あります)
	10日以内利用	1,250円	
夕食代	1か月利用	7,500円	(階層減免あります)
	10日以内利用	3,750円	
徴収方法	口座引き落とし又は現金徴収 2か月分月末締め、翌々月口座振替（現金も同様）		

●保育短時間（8 時間）

<利用料金・間食代金・夕食代金早見表>

朝			1か月利用		月10日以内利用		緊急時
			第1子	第2子	第1子	第2子	年2回
①	7:00～ 8:30	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
②	7:30～ 8:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
③	8:00～ 8:30	徴収料	1,700	850	850	420	200

夕			1か月利用		月10日以内利用		緊急時
			第1子	第2子	第1子	第2子	年2回
④	16:30～ 17:00	徴収料	1,700	850	850	420	200
⑤	16:30～ 17:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
⑥	16:30～ 18:00	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
⑦	16:30～ 18:30	徴収料	6,800	3,400	3,400	1,680	800
⑧	16:30～ 19:00	徴収料	8,500	4,250	4,250	2,100	1,000
⑨	16:30～ 19:30	徴収料	10,200	5,100	5,100	2,520	1,200
⑩	16:30～ 20:00	徴収料	11,900	5,950	5,950	2,940	1,400
間食代			2,500	2,500	1,250	1,250	200
夕食代			7,500	7,500	3,750	3,750	400

\* A階層（被保護世帯）B階層（市民税非課税世帯）の方は、利用料、間食代、夕食代の半額をご負担いただきます。

\*当面はこの『延長保育について』に沿って実施いたしますが、利用状況の変化等により検討し、変更もあり得ることをご承知ください。

\*第3子のお子様の利用料は100%減免です。

●保育標準時間（11 時間）

<利用料金・間食代金・夕食代金早見表>

朝			1か月利用		月10日以内利用		緊急時
			第1子	第2子	第1子	第2子	年2回
①	7:00～ 7:30	徴収料	1,700	850	850	420	200
夕			1か月利用		月10日以内利用		緊急時
			第1子	第2子	第1子	第2子	年2回
②	18:30～ 19:00	徴収料	1,700	850	850	420	200
③	18:30～ 19:30	徴収料	3,400	1,700	1,700	840	400
④	18:30～ 20:00	徴収料	5,100	2,550	2,550	1,260	600
間食代			2,500	2,500	1,250	1,250	200
夕食代			7,500	7,500	3,750	3,750	400

\* A階層（被保護世帯）B階層（市民税非課税世帯）の方は、利用料、間食代、夕食代の半額をご負担いただきます。

\*当面はこの『延長保育について』に沿って実施いたしますが、利用状況の変化等により検討し、変更もあり得ることをご承知ください。

\*第3子のお子様は100%減免です。

## 延長保育緊急利用について

緊急に利用される場合や申請時間をやむを得ず過ぎる場合は、緊急時利用料をいただきます。

適用※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育を申請していない方が利用する場合</li> <li>・延長保育を申請されている方で申請時間を超過して利用する場合</li> </ul>	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急利用は年に2回までとします。利用が3回目となる場合は、10日以内または1か月利用の申請をしていただきます。</li> <li>・利用日がわかる方は事前に申請書の提出をお願いします。</li> <li>・当日の急な利用については、お電話でお知らせください。</li> </ul>	
緊急時利用料	30分あたり200円	多子減免、階層減免はありません。
間食代 夕食代	1食 200円 1食 400円	多子減免、階層減免はありません。
徴収方法	口座引き落としまたは現金徴収 2か月分月末締め、翌々月口座振替（現金も同様）	

※急病、事故、地震、公共の交通機関の遅延（遅延証明をお持ちください）など、不可抗力により延長保育を利用する必要が生じた場合は無料とします

## 利用料の徴収方法について

1. 利用料には、幼児主食代金、副食費、延長利用料、間食・夕食代金、スポーツ振興センター保険料、DVD代等が含まれます。

主食提供	月額 1500円（幼児）
副食費	月額 4500円（幼児）
延長保育料	1か月利用（1700円／30分） 10日以内利用（850円／30分） 緊急利用（年2回まで 200円／30分） * 詳細は保育園のしおりをご参照ください。
延長保育利用者に対する 食事提供に関する料金	夕食代 7500円／月 3750円／10日以内利用 間食代 2500円／月 1250円／10日以内利用
日本スポーツ振興センター保険料 (保護者負担分)	年額 210円（2022年度実績）
その他	DVD代 400円／枚（希望者） 連絡帳カバー代 440円／冊（希望者） 敷布団カバー代 2420円／（希望者）

2. 利用料請求額のご案内は支払月前月にお渡しします。

3. 利用料のお支払い方法は、口座振替、キャッシュレス決済、現金があります。

お支払い方法	
口座振替の場合	2か月分月末締め、翌々月口座振替 <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に口座引落
キャッシュレス決済 の場合	2か月分月末締め、翌々月事務所にて決済 クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済  <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い
現金の場合	2か月分月末締め、翌々月現金での支払い <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い

4. 主食、副食費、間食、夕食は月単位の金額になりますので、利用回数での日割り計算はできません。

\*口座振替の締切りと手数料負担軽減の目的で、2か月分まとめて2か月後に請求させていただきます。  
途中退園された方についても同様です。

## 給食について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「たのしい」という情緒的機能や、食事を大切にする考え方を教えるなどの教育的な意義があります

おやつ	給食		おやつ	保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)	備考
	主食	副食			
0歳	○	○	○	50% (1,050kcal)	月齢に応じた離乳食をご用意します。 0、1、2歳児は完全給食です。
1歳	○	○	○		
2歳	○	○	○		
3歳	※	○	○	40% (1,400kcal)	概ね4歳児は米飯110g程度、食パンなら6枚切り1枚程度が目安です。 (主食を持参の場合は参考にしてください)
4歳	※	○	○		
5歳	※	○	○		

1. 献立表は月末に翌月分をお渡しします。
2. 献立表は都合により変更することがあります。その場合はお知らせします。
3. 野菜は安全を考慮し、加熱処理をしています。
4. 食事の時間は年齢に合わせて決めています。
5. 玄関に給食のサンプルをデジタルフォトフレームにて展示しています。(サンプルは4-5歳児の規定量です。量や大きさは年齢や個人に合わせて提供しています) どうぞご覧ください。

## ※主食、副食費について

3、4、5歳児の主食は、園に申し込むこともできますが、1,500円/月で事前申し込みが必要です。一度申し込みいただくと、解除申請されるまで自動的に継続します。副食費は4,500/月で、日割り計算はしていません。

## 食物アレルギー（除去食）について

食物アレルギー源（アレルゲン）とされる食物は広範な食物に及びます。成長期にある乳幼児食から、発育上必要な栄養を安易に除くことの危険性も指摘されています。

このため保育園では次のように対応しています。

1. 医師が摂取することを禁じている食物を給食で提供することは適切でないため、保育園では医師から「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(食物アレルギー・アナフィラキシー)がでた場合には、それに基づきアレルゲンとされる食物を除くなど対応をしています。
2. アレルゲンとされる食物を除く対応をしているお子さんは定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度お知らせください。
3. 除去の内容は、毎月の献立に基づき保護者と職員で確認します。

4. 保育園での対応に無理がある場合には、お弁当を持ってきていただくこともあります。
5. 原因食物の除去を解除する場合も、医師の指示に基づいて行います。

## 午睡について

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養がとれるように配慮し、お昼寝をしています。（個々の子ども達の生活のリズム・体調や発達に合わせて昼寝の時間を短くしたり、昼寝をせずに過ごしたりする場合があります。個人差に十分配慮しおこなっています。）

1. 敷布団と敷布団カバーは保育園で用意します。上掛け用のタオルケット（夏季）やブランケット（冬季）は各家庭でご準備ください。
2. 敷布団カバー及び上掛けは、衛生上毎週末洗濯をお願いします。
3. お子さんの健康に関する事（睡眠不足を含む）は担任と連絡を取り合い、子どもたちが安定した楽しい生活ができるようにご協力ください。

## 保育園の行事について

保育園では、日常の保育と調和の取れた内容の各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動に、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるよう配慮して実施しています。また行事を通して日常の園生活に変化と潤いを持たせたいと考えています。

詳しくは園の「年間行事予定表」をご覧ください。

## 保護者との連携について

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめています。心配なこと、わからないことはいつでも園長または担任にお尋ねください。また、行事への参加や懇談会、保育参加、個人面談などを通してお子さんの成長、発達とともに喜びあうていきたいと思います。

1. 保育園からの連絡は、「園だより」などの配布物や掲示、おが～るシステムなどでお知らせします。
2. 日々の出来事は、口頭、連絡ノート、フォトフレーム、ホワイトボードなどでお知らせします。また、3ヶ月ごとに15枚程度、保育の様子を撮影した写真をお渡ししています。保育参加、保育参観も随時受け付けています。
3. 同世代の子どもたちと活動する集団での生活には、保育園として十分注意をしています。状況を見ながら保護者の方にお伝えします。
4. 緊急時に備えいつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号などに変更がある場合は必ずお知らせください。

## 障がいのある子への保育について

集団生活を通して健全な発達が図られるように、日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。

1. 一人一人の発達や障がいの状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
2. 必要に応じて専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。

## 健康について

子どもたちが元気で健やかに成長していくように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきたいと考えています。保育園は低年齢の集団で、病気が蔓延、重症化しやすいので早めの対応をお願いします。  
※ご家庭で感染症を発症した際も必ず園にお知らせください。

- 朝は受入れの時点で体温が37.5℃以上ある場合は、お預かりをお断りしています。集団生活ができる状態での登園をお願いします。前日までに発熱や嘔吐、下痢など、いつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園してください。解熱剤を使用しての登園はできません。また、転倒、転落により頭を打った場合もお預かりできません。自宅で24時間が経過するまで様子をみてください。  
(登園の目安) 友達と一緒に園庭遊びや食事が出来るなど、集団生活に支障がない状態。  
(その他) 発熱以外にも、機嫌、食欲、睡眠状態、鼻水や目やに、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発疹などに留意して下さい。

### 2. 保育園からの連絡の目安

下記の状態で連絡させていただきます。受診をお願いすることもあります。

- ・37.5℃以上の発熱で状態を報告させていただき、38.0℃以上の発熱でお迎えをお願いしています。
- ・目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳の下の腫れ⇒感染症が心配です。
- ・咳、腹痛、食欲不振、機嫌不良など。

### 3. 各種健康診断等を実施しています。

項目	対象	内容など
園児健康診断	全園児	年2回（春・秋）嘱託医が行います。
歯科検診	全園児	年2回嘱託歯科医が行います。
視聴覚検査	3歳児	年1回行います。
尿検査	3、4、5歳児	年1回行います。
身長・体重の測定	全園児	毎月（満12か月までは毎週）計測後、お知らせします。

#### 当園の嘱託医、嘱託歯科医

病院名 医師名	星川小児クリニック 山本 淳	診療科	小児科
住 所	横浜市保土ヶ谷区星川2-4-1 星川SFビル4F	TEL	045-336-2260

病院名 医師名	あきデンタルクリニック 宮下 聰胤	診療科	歯科
住 所	横浜市保土ヶ谷区岩間町2-100-9 WING UDAGAWA 102	TEL	045-340-0418

### 4. お子さんの体質で気になっていることがある方は、担任までお知らせください。

- 集団生活を始めるにあたり、予防接種などは受けましょう。定期接種だけでなく任意の接種もお勧めしています。また、予防接種を受けた時は担任にお知らせください。

6. 病気の場合は主治医に相談しましょう。特に感染症にかかった場合は医師の指示に従ってください。

登園停止の病気……下記の疾病の場合は保育園に登園できません。

治って登園する場合は医師記載の「医師記入の意見書」が必要です。

- ・表1の病気にかかった時は医師記入の意見書が必要になります。

- ・表2の病気にかかった時は通院した旨の登園届が必要になります。

感染症の病気については、「感染症ガイドライン」(厚生労働省)に基づきます。

① 医師が記入した意見書が必要な感染症（表1）

感染症名	登園のめやす
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸炎感染症（O157, O26, O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること



② その他の感染症への対応（表 2）

下記の疾病の場合は医師の許可のもと、保護者記載の「登園届」が必要です

※登園届は「インフルエンザ用」「新型コロナウイルス用」「その他の感染症用」があります

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過すること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅班（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

【注意】

\* 下痢や嘔吐物がついた衣類、シーツ類は感染拡大防止のため洗わずに返して下さい。

\* とびひは患部が出ないように覆ってください。

\* 頭じらみは季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭をたびたびかいていたら気をつけてみてください。発生した場合は速やかに受診をして、駆除用のシャンプーや専用のくしなどで駆除をお願いします。ご家庭で気づかれた場合、保育園までお知らせください。

① ②の病気が発生した場合、注意喚起のための発生報告をクラスや玄関に掲示させていただきます。

\* 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は担任にお知らせください。

7. 楽しく園生活を過ごすために、ご家庭では次のことに気をつけてください。

- (1) 早寝、早起きを心がけ生活リズムを整えましょう。
- (2) 朝食はしっかりとりましょう。
- (3) 食後の歯みがきと仕上げみがきを習慣にしましょう。
- (4) 爪はこまめに切りましょう。
- (5) 衣服や靴は体に合ったサイズものを着用しましょう。

8. 保育園での与薬は原則として行いません。ただし特別に医師の指示がある場合には、園長または担任にご相談ください。

保育園では横浜市からの対応に従い子どもたちの健康を守るため、保育園における与薬等の対応を下記のとおりにさせていただいております。

医師が処方した薬は保護者が与薬すべきものですが、保育園に入所しているお子さまに慢性疾患がある場合などは、保育時間中に与薬を行わざるを得ない場合もあります。そこでやむを得ない場合に限り、保育園での与薬をおこなうこととしています。

与薬は医師の指示に従い保護者の皆様との密接な連携のもとで行います。

### ☆保育園で与薬ができる薬☆

慢性疾患の子どもたちが、保育中の決まった時間に服用する事が必要な薬で医師が処方したもの。（例：心疾患用薬剤など）

なお、お預かりする薬は1回分（1日分）です。

### ☆保育園で与薬ができない薬☆

1. 風邪や下痢など急性の病気のための薬。

回復期の薬も保育園では対応しません。

2. 一般の市販薬

アレルギーなどの基礎疾患の管理・治療をおこなう上で、医師から必要と指示されている場合はご相談ください。

### ☆与薬の手続き☆

保育園宛に「与薬依頼書」と「主治医意見書」を提出します。

1. 与薬依頼書《保護者の皆様にご記入いただきます》

2. 与薬に関する主治医意見書《薬を処方した主治医の先生に記入していただきます》

※「与薬に関する主治医意見書」は医師の診断に基づく文書であり有料ですが、保育園での確実な与薬を行うためには、医師の診断に基づいた指示が不可欠です。子どもたちの健康を守るうえで必要なものですので、保護者の皆様にご負担いただくことについてご理解ください。

## 安全について

安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育をおこなっています。

子どもはその発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めてまいります。

万が一事故が起きた場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるよう次のようにしています。

1. 安全点検

園舎内及び遊具は、職員が安全点検を毎日実施しています。

2. 受診した方がよいと判断したとき

保護者の方に連絡を入れると同時に、応急処置をして病院へお連れします。希望する病院があればお知らせください。保護者の方と連絡がとれない場合は、お子さまの身体の安全を最優先させ、受診をします。可能な限り保護者の方も病院へお越しください。緊急の場合は、救急車対応とします。外見上には変化がないのに痛がるなど、判断に迷う場合には大事をとって受診します。

3. 受診の必要はないと判断した時

けがの状況により洗浄、冷やすなどの手当てをします。保護者の方への連絡は降園時に、状況や処置などを伝えします。

## 保険について

管理者責任として以下の保障制度（保険）に加入しています。

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）
- ②ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）

### 日本スポーツ振興センターの制度について

1. 保育園では、子どもたちが健康で安全な毎日を送ることができるよう十分な配慮をしていますが、万一の事故に備えて全員に加入していただいております。
2. 保育時間中及び、通常使用している経路での登園・降園時のがなどが給付の対象です。給付に当たっては、医師の証明など給付のための手続きが必要です。
3. けがなどで医師の診療を受けた場合、医療費の自己負担分+1割程度が給付されます。  
その際、保育園で支払った治療費につきましては返却していただきます。  
(総医療点数が500点に満たないものや、高額医療費として健康保険組合などから還付される場合は対象外です。)
4. 共済掛け金の保護者負担金は、年額210円（2023年度実績）です。（年1回更新）

#### ①独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額の1／10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの  保育園給食等による中毒、ガス等による中毒・熱中症・溺水、漆等による皮膚炎、異物の嚥下又は迷入による疾病、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病		入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金 4,000万円～88万円 (登降園中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円 (登降園中の災害の場合 1,500万円)
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの		死亡見舞金 3,000万円 (登降園中の災害の場合 1,500万円)
	保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの		死亡見舞金 1,500万円 (登降園中の災害の場合も同様)

## ほいくのほけん制度について

②ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1,000万円
		生産物	1事故	1,000万円（保険期間中）
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円
	管理財物補償		1事故	100万円
	人格権侵害補償		1名・50万円	1事故・1,000万円
	死亡・後遺障害		230万円	
	入院	1日あたり	3,000円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	通院	1日あたり	2,000円	
	○-157等 補償		有り	

※保険料補償につきましては、変更することがあります。

取扱代理店：東京海上日動火災保険株式会社

## 衛生について

### 1. 食中毒の予防について

- (1) 食中毒予防のため手洗いの励行をしています。
- (2) 給食業務については福祉保健センターの訪問指導をうけるなど、衛生面に配慮すると共に安全面にも心がけています。

### 2. 害虫駆除について

厨房や調乳室などは毎日丁寧に清掃をおこない清潔にしています。また定期的に業者による調査と害虫駆除を実施しています。

## 非常事態発災時の対応について

### 1. 大規模地震等発災の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

- (1) 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで保育園は「休園」です。
- (2) 保育時間中に発令された場合は速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- (3) やむを得ずお迎えが遅れる場合、お子さまは保育園でお預かりします。

## 2. 避難情報等が発令されている時の対応

	特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	警報、注意報以下
避難情報あり	休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。	休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。	休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。
避難情報なし	休園 在園児がいる場合は避難行動をとります。	園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。	

※気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は「休園」や「登園自粛やお迎えのお願い」を行います。

## 3. 保育時間中に大きな災害が発生した場合

- (1) 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- (2) 災害の状況によっては保護者の方へ連絡ができないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や震災時避難場所（地域防災拠点）広域避難場所に移動することがあります。この場合は保育園の入り口にその旨を掲示します。

地域防災拠点	帷子小学校
広域避難場所	横浜ビジネスパーク一帯

- (3) 園児の引き渡しは『園児引取り人届出書』に記載してある方です。確認のため『引き渡し名簿』に記入していただきます。（園児名・引取り人氏名・月日・時間等）

- (4) 園より通信が可能な場合は、メールで現状をお知らせします。

## 4. 災害用伝言ダイヤル

災害時にはNTTの災害伝言ダイヤルも併せて使用しますので、各ご家庭でご確認ください。

電話利用の場合 **171をダイヤルする**→**2をダイヤルする**→**045-341-6815をダイヤル**

パソコン利用の場合 **Web171にアクセスする**→**045-341-6815を入力する**→**確認をクリック**

## 5. 避難訓練

- (1) 災害時に備えて職員による組織作りを行いその役割を分担しています。
- (2) 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した避難訓練を行います。
- (3) 消防署と連携して子どもにもわかりやすい防災訓練をおこないます。

## 6. 不審者侵入等の事故防止と対応

- (1) 園児の安全確保を第一に、日ごろから防犯訓練を実施しています。
- (2) 定期的な園舎の見回りをはじめ、保土ヶ谷区の警察署とも連携して情報交換やパトロールをお願いしています。夜間及び日中の不審者対応については、警備会社との委託契約にて安全を確保するようにしています。
- (3) 保護者の方に確実に連絡ができるよう、連絡先は常に明確にしておいてください。万が一の場合には、お迎えをお願いすることもあります。

## 7、入園時に『園児引取り人届出書』の提出をお願いしています。

# 苦情解決制度について

～保育サービス改善のためのシステム～

保育園では利用者からの苦情に適切に対応する体制を次のとおり整えています。

## 1. 目的

### (1) 利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

### (2) 客觀性・適正性の確保

苦情を密室化せず社会性や客觀性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで、保育園の信頼を高めるとともに適正な運営の確保を図ります。

### (3) サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮してサービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

## 2. 苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

## 3. 保育園の苦情受付相談の体制

### (1) 苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見・苦情などは隨時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

### (2) 苦情解決第三者委員は、法人が委託した下記の2名です。

酒井 由香利	中央地区主任児童委員	TEL (090) 8344-5442
松浦 幸子	民生委員	TEL (045) 336-9624

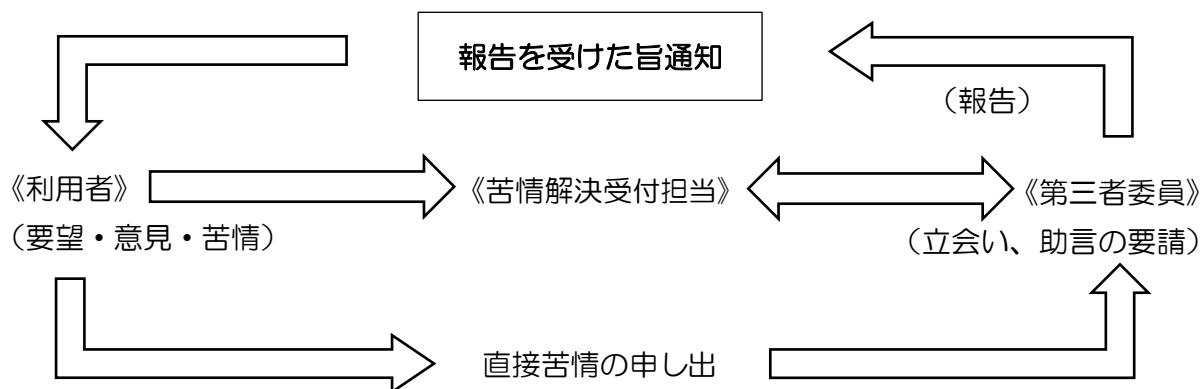
苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立会い、助言をおこないます。

また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

### (3) 法人のホームページから、直接本部に問い合わせることができます。

社会福祉法人尚徳福祉会ホームページ【[http://shoutoku-f\\_xsrv.jp/](http://shoutoku-f_xsrv.jp/)】

## 4. 苦情解決のための仕組み



## 地域子育て支援事業について

通常の保育には支障が生じないように配慮しながら、地域子育て支援をおこなっています。

### ◆園庭開放

月～金曜日 9：30～11：30

### ◆めだか文庫（図書の貸し出し）

月～金曜日 9：30～11：30

### ◆交流保育（申込み制）

年数回、季節行事などテーマを決めておこなっています

### ◆育児講座（申込み制）

年2回、子どもとの遊び方、過ごし方、子どもの発達などを楽しく学びます。

### ◆育児相談（随時）

子育てで気になること悩んでいることなどご相談ください。

電話、来園どちらでも結構です。

### ◆出張保育

保育士が保土ヶ谷地区センターへ出向き、地域の親子の皆さんと保育園での遊びを楽しみます。

## その他

### 1. 実習生・ボランティアの受け入れ

保育園では、保育士、看護師等養成のため学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。

### 2. 中学生、高校生の職業体験の受け入れ

職業体験として、学生を受け入れ指導しています。

## 入園時に用意していただきものの

No	持ち物	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
1	通園カバン				1	1	1	出し入れしやすいリュック（遠足にも使用しますので、ある程度の大きさがあるもの）
2	連絡ノート	1	1	1	1	1	1	保育園で準備します。（費用負担はありません） 『連絡ノートばさみについて』 希望者は園で購入できます。（1冊440円）
3	食事エプロン	2	2	2				袖の無いもの、小さくたためるもの (着脱の簡単なものにしてください。) ※既製のものでも手作りでも結構です。 ※ひもで結ぶものはNG
4	汚れ物入れ (衣類用)	1	1	1	1	1	1	45×35cm程度のもの（持ち手つき） エコバッグやビニール袋など
5	汚れ物入れ (エプロン用)	1	1	1				ビニール袋など
6	歯ブラシ					1	1	<u>毎日持ち帰り洗ってください。</u> 巾着袋に入れて持参し、開いてきたら隨時取り替えてください。
7	着替え (下着を含む)	4	4	4	3	2	2	必要に応じて3~4枚ずつ用意してください。 (0歳児クラスはスタイルも3~4枚ご用意ください)
8	紙オムツ							個人差がありますので、担任と相談してください。（紙オムツ、紙パンツには、お尻側に名前を記入してください。毎日点検し補充してください） 使用済みオムツは園で処分します。
9	午睡用上掛け	1	1	1	1	1	1	夏季はバスタオル、冬季はブランケット等
10	屋上用靴	1	1	1				屋上に行く時に利用しますので、1足ご用意ください。
11	お尻ふき	○	○	○				乳児クラスのお子さんは乾燥しない状態でご用意ください。なくなれば補充をしてください。
12	外遊び用上着	1	1	1	1	1	1	季節に応じて使用します。お持ちいただく時は担任よりお知らせいたします。フードやコードの無いものをご準備ください。

\*持ち物は、見やすいところにはっきりと氏名を書いてください。

## 短縮保育について

日程 クラス	0歳児 ひよこ	1歳児 あひる	2歳児 うさぎ	3歳児 ぺんぎん	4歳児 ぱんだ	5歳児 きりん
1日目	8:45~11:00 食事を食べて降園します。			8:45~11:30 食事を食べて降園します。		
2日目	8:45~11:30 食事を食べて降園します。			8:45~11:30 食事を食べて降園します。		
3日目	8:45~11:30 食事を食べて降園します。			8:45~15:30 午睡後おやつを食べて降園します。		
4日目	8:45~15:30 午睡後おやつを食べて降園します。			平常保育		
5日目	8:45~16:30 おやつの後しばらく遊んで降園します。			平常保育		

\*個人差がありますので無理のないように進めていきます。

\*日程は、ご家庭の事情やお子様の様子に合わせて調整します。上記の日程が困難な場合は担任にご相談ください。

## 個人情報の取り扱いについて

入園時に提出していただく書類

- ◎家庭調査票
- ◎児童票（生活・発育・発達調査）
- ◎児童票（問診票）
- ◎健康台帳（予防接種チェック表）
- ◎食物アレルギーチェック表
- ◎口座振込依頼書（口座振替を希望のかたのみ）
- ◎園児引取り人届出書
- ◎主食申込書（幼児クラスのみ）
- ◎個人情報使用同意書
- ◎入所時面談票

上記の書類は個人情報保護法に基づいて、目的外には使用いたしません。また施錠書庫にて保管しております。保育上（写真・ビデオ・園だよりへの掲載など）における個人情報につきましては、あらかじめ確認させていただきます。

# ★横浜子育てサポートシステム★

横浜子育てサポートシステムは、自分の時間を持ちたい時、リフレッシュしたい時、就業や通院・冠婚葬祭・学校行事への参加など必要な時に気軽に利用できるよう「お子さまを預けたい方」（利用会員）と「お子さまを預かる方」（提供会員）が、あらかじめ会員として登録した上で、お子さまを一時的に預けたり預かったり保育施設への送迎などを行うシステムです。

## 1. 入会の方法

システムをご理解いただくために各区支部事務局（各区社会福祉協議会、一部の区では地域子育て支援拠点など）がおこなう入会説明を受けていただきます。

※お申込み・お問い合わせ

横浜子育てサポートシステム事務局

受付時間：9～17時（月～金曜日、祝日及び年末年始を除く）

TEL（045）201-2062/FAX（045）201-1620

## 2. 会員の資格

### （1）利用会員（お子さまを預けたい方）

市内在住で、生後57日以上小学校6年生までのお子さまがいる方

### （2）提供会員（お子さまを預かる方）

市内在住で、子育て支援に熱意と理解があり、安全にお子さまを預かることができる満20歳以上の健康な方（事前に研修を受講していただきます）

### （3）報酬について

①月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の7～19時・・・1時間800円

②土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び上記の時間外・・・1時間900円

③交通費やおやつ代等の実費負担があります。

\*援助活動終了後に、利用会員が提供会員に直接支払います。

横浜子育てサポートシステムホームページ

http://www.yokohama.famisapo.jp/

## ★病児保育★

医療機関併設型病児保育室で看護師・保育士が生後6か月以降、小学校6年生（施設によっては3年生）までの病気のお子さまをお預かりする事業です。ご利用にあたっては、事前登録・予約などが必要です。詳しくは、ホームページまたは実施施設に直接お尋ねください。

実施施設は次のとおりです。

区	施設名称	連絡先
青葉	長浜医院「横浜市あざみ野病児保育室」 青葉区あざみ野 4-2-4	電話 909-0510 FAX
旭	横浜療育医療センター「病児保育室あさひ」 旭区市沢町 557-2 横浜療育医療センター内	電話 444-8742 FAX
	サンクリニック「病児保育室サンクリキッズ」 旭区柏町 127 相鉄ライフ内	電話 744-7656 FAX 390-1165
泉	しんぜんクリニック「しんぜん病児保育室」 泉区弥生台 16-1	電話 435-5580
磯子	矢崎小児科「横浜病児保育室 FINE」 磯子区磯子 2-13-13 矢崎小児科 2階	電話 355-0526 FAX
	バニーこども診療所「病児保育室ラパンノアール」 磯子区洋光台 6-19-43 ラ・カンパネラ 2階	電話 830-0767
神奈川	大口東総合病院「おおぐち病児保育室」 神奈川区大口通 128-9	電話 402-3054 FAX
金沢	かわなこどもクリニック「病児保育室かんがるーむ」 金沢区瀬戸 19-14 金沢八景金井ビル 2階	電話 374-5761 FAX 374-5762
港南	上大岡こどもクリニック「病児保育室ベアルーム」 港南区上大岡西 1-15-1 カミオ 405-1	電話 842-0420 FAX 844-2033
港北	シブヤチャイルドクリニック「くりっこ病児保育室」 港北区大倉山 3-56-22 ナビウス大倉山 1階	電話 542-6941 FAX
	おおそねクリニック「横浜市大倉山病児保育室アクアマリン」 港北区師岡町 1148-1 2階	電話 718-6730
瀬谷	池部小児科・アレルギー科「病児保育室亀の子ハウス」 瀬谷区三ツ境 21-10 サニーハイツ三ツ境 2階	電話 442-3715 FAX
都筑	水野クリニック「おひさま病児保育室」 都筑区南山田町 4257-1	電話 595-1233 FAX 595-1139
	浜クリニック「横浜市病児保育室ソレイユ」 都筑区中川中央 1-21-3 ドゥーエセンター北 2階 201号室	電話 913-3055 FAX 913-3056

鶴見	あしほ総合クリニック「病児保育室こもれび」 鶴見区鶴見中央 3-10	電話 070-5551-8121 FAX 508-3612
	飯山医院「病児保育室ママンプール」 鶴見区東寺尾 5-3-8	電話 582-5855
戸塚	小泉小児クリニック「病児保育室Am i」 戸塚区汲沢 8-5-4	電話 392-3024 FAX 392-3026
	戸塚共立おとキッズクリニック「戸塚共立ひかり病児保育室」 戸塚区戸塚町 157-3 ONE FOR ALL 横浜 3 階	電話 871-1262 FAX
西	横浜こどもクリニック「横浜こども病児保育室レインボー」 西区浅間町 1-19-2 第 3 中村ビル 2 階	電話 548-8575
保土ヶ谷	星川小児クリニック「病児保育室アニモ」 保土ヶ谷区星川 2-4-1 星川S Fビル 3 階	電話 336-2264 FAX 336-3344
	東川島診療所「病児保育室エンジェルキッズ」 保土ヶ谷区東川島町 14-5 悠久の里 B-1 階	電話 465-6196
緑	鴨居病院「みどり病児保育室」 緑区鴨居 5-25-16	電話 933-6177

## ★病後児保育★

病後の回復期にある、生後 6 か月以降小学生までのお子さまを集団保育の困難な期間、専用の保育室で看護師等がお預かりする事業です。ご利用に当たっては事前登録・予約などが必要です。  
詳しくは直接実施保育園にお尋ねください。

実施施設は次のとおりです。

磯子区	洋光台中央福澤保育センター	電話 831-7173
神奈川区	あおぞら第 2 保育園	電話 413-1114
金沢区	きらら保育園	電話 790-3440
南区	睦町保育園	電話 341-0306

## ★24 時間型緊急一時保育★

保護者の病気やお仕事などで緊急にお子さまを預けなければならなくなつたとき、保育所で一時的にお預かりします(宿泊を含め 24 時間 365 日対応します)  
お申込み・お問い合わせは、直接各施設へお願ひします。

実施保育園は次のとおりです。

神奈川区	あおぞら保育園 横浜市六角橋5-35-15 (地下鉄片倉町 又は 岸根公園 下車徒歩 10 分)	電話 (24 時間受付専用)	488-5520
港南区	港南はるかぜ保育園 横浜市港南区日野8-31-36 (上大岡駅前からバス 10 分 「公務員住宅前」下車 徒歩 5 分) (JR港南台からバス 5 分 「金井谷」下車 徒歩 10 分)	電話 (24 時間受付専用) FAX	849-1877 849-1855

## 各種様式

1. 与薬依頼書（保護者記載用）
2. 与薬に関する主治医意見書
3. 意見書（医師記入）
4. 登園届（保護者記入）
5. 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

与薬依頼書（保護者記載用）

年　月　日

保土ヶ谷保育園長

保護者  
園児名 (歳か月)  
緊急連絡先(電話)

保育所での対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所内で共有することに同意します。

1 主治医：	( 病院・医院 )					
連絡先(電話)：						
住所：						
2 病名：						
主な症状：						
保育所生活における注意事項：						
3 持参した薬						
1) 薬品名：						
2) 効型：						
飲み薬： 散(粉薬) ・ シロップ ・ 錠						
外用薬： 塗り薬 ・ 座薬 ・ その他( )						
3) 使用方法(いつ、何時に、どんなときに、など、具体的に書いてください)						
4 保管						
室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他( )						
5 その他の注意事項						
使 用 日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン(入)						
保管サイン(出)						
与薬サイン						
投与時間						
使 用 日	/	/	/	/	/	/
受領サイン						
保管サイン(入)						
保管サイン(出)						
与薬サイン						
投与時間						

注：使用日以下は保育所で記入

## 主治医殿

日頃、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、横浜市内の保育所では、原則として与薬の代行を行っていませんが、次の2つに関しては、与薬に関する主治医意見書（医師による必要性の判断）に基づき、与薬することとしています。

- (1) 抗けいれん剤、心疾患用薬剤等、慢性疾患を抱える園児が保育時間中に投薬することが必要であると医師が判断する薬
  - (2) 発熱時のけいれん予防の薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギーの児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）等、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬
- つきましては、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。
- なお、抗生素質を含めて急性疾患に対する与薬は認めておりませんので、ご承知おきくださいますようよろしくお願い申し上げます。

横浜市こども青少年局  
横浜市医師会保育園医部会

-----切り取り線-----

### 与薬に関する主治医意見書

年      月      日

園児名 \_\_\_\_\_  
年    月    日 生

医療機関名 \_\_\_\_\_  
医師名 \_\_\_\_\_

1 病名：
2 与薬を必要とする理由（該当する内容にチェックしてください）
<input type="checkbox"/> 抗けいれん剤、心疾患用薬剤等、慢性疾患を抱える園児が保育時間中に投薬することが必要なため <input type="checkbox"/> 発熱時のけいれん予防のため（ダイアップ坐剤） <input type="checkbox"/> アレルギー症状を起こした時に服用する必要があるため（抗ヒスタミン剤） <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 処方内容（使用薬・1回使用量等※）
4 その他特記事項

※複数の与薬が必要な場合は、①、②と番号を振ったうえで複数の記載が可能

<意見書（医師記入）>

横浜市標準様式<保育所等用>

意 見 書（医師記入）

(園名)

保土ヶ谷保育園 殿

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に□をお願いします)

	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（○157、○26、○111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	麻しん（はしか）※
	風しん
	結核

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さんへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さんへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

<登園届（保護者記入）>

横浜市標準様式<保育所用等>

登園届【インフルエンザ専用】（保護者記入）

（園名）

保土ヶ谷保育園 殿

入所児童名 \_\_\_\_\_

下記発症日（0日）から5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過し、集団生活に支障がない状態になったため、 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

<経過記録表>

発症日※	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
最高体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※ 医師が下記で記載した発症日を「0日目」とします。

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

-----以下、医師記入欄-----

当院で受診し、インフルエンザに感染しているものと診断しました。

発症日（発熱を認めた日）： 年 月 日

年 月 日（→受診日=診断日）

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

<登園届（保護者記入）>

横浜市標準様式<保育所用>

登園届【新型コロナウイルス感染症専用】（保護者記入）

(園名)

保土ヶ谷保育園 殿

入所児童名

年 月 日に< 医療機関での診断・自宅等での検査キットによる検査 >により、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快※した後1日を経過していること」をみたし、集団生活に支障がない状態になったため、 年 月 日より登園いたします。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

年 月 日

保護者名

<経過記録表>

発症日※1	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状の有無※2	なし・あり							

※1 症状が出てきた日（無症状の場合は陽性確認日）を「0日目」とします。

※2 発熱、激しい咳やのどの痛み、強い倦怠感などの症状の有無

※保護者の皆さまへ

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、罹患後の経過を記録し、登園届の記入及び提出をお願いします。

なお、未受診の場合は、医師記入欄は空欄で構いません。

-----以下、医師記入欄-----

当院で受診し、新型コロナウイルスに感染しているものと診断しました。

発 症 日： 年 月 日

年 月 日（→診断日）

医療機関名

医師名

※医療機関の皆さまへ

保育所等における感染症の集団での発症や流行を防ぐために、上記内容への記載をお願いします。

<登園届（保護者記入）>（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別の用紙です）

横浜市標準様式<保育所等用>

登 園 届 （保護者記入）

(園名)  
保土ヶ谷保育園 殿

入所児童名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

(病名) (該当疾患に□をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	R Sウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発しん

(医療機関名) \_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診) において、上記診断を受けました。

裏面に記載してある、登園のめやすの状態に回復し、集団生活に支障がない状態と判断しましたので、 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_

※保護者の皆さまへ

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、登園届の記入及び提出をお願いします。

## 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 ( \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ ケ月 )

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

組 \_\_\_\_\_

\* この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日	
				年	月
				日	
<b>A. 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳肥アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: )		A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病理・治療のC.欄及び下記C.欄を参照)		医師名	電話:
<b>B. アナフィラキシー病型</b> 1. 食物 (原因: 薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・食物のアレルギー) 2. その他		B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当箇所に○、又は( )内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ペブティエット・エレメンタルフォーミュラ その他の( )		医師名	電話:
<b>C. 原因食品 除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載		C. 除去食品においてより厳しい除去 が必要なもの 様型・治療のC.欄で除去のみに○をし、 ※本欄に○がついた場合は、該当する食品を便 用した結果については、給食方法が困難とな る場合があります。		E. 特記事項 その他のに特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所 が保護者と相談のうえ決定)	
1. 鶏肉 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 大豆 7. ナッツ類* 8. ナシ 9. 甲殻類* 10. 軟体類・貝類* 11. 魚類* 12. 魚類* 13. 肉類* 14. 果物類* 15. その他		[除去根拠] ○該当するもの全てを「( )」内に番号を記載 ①明らかかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③食物等検査結果陽性 ④指紋		1. 鶏卵: 2. 牛乳・乳製品: 3. 小麦: 4. 大豆: 5. ゴマ油: 6. 魚類: 7. 肉類: 8. 醤油・酢・味噌 9. 大豆油・醤油・味噌 10. ゴマ油 11. かつおだし・いりこだし 12. エキス	
<b>D. 緊急時に備えた処方箋</b> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2. アドナリジン自己注射液(ビペラミン)		D. 食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限( ) 3. 調理活動時の制限( ) 4. その他( )		C. 外遊び・運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容: )	
<b>A. 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 (あり・なし)		<b>C. 急性増悪(発作)治療</b> 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他 <b>D. 急性増悪(発作)時の対応</b> (自由記載) (短期管理薬)(定期追加治療薬を含む)		<b>C. 外遊び・運動に対する配慮</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容: )	
<b>A. 気管支ぜん息</b> (あり・なし)		1. ステロイド吸入薬 2. 口吸入(エンド受容器・持続抗薬) 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他( )		<b>D. 特記事項</b> (その他のに特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所 が保護者と相談のうえ決定)	

◎ 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

● 同意する  
● 同意しない  
保育者氏名 \_\_\_\_\_

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生（\_\_\_\_\_歳 \_\_\_\_\_ヶ月） \_\_\_\_\_組

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となつた子どもに限つて、医師が作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日	年	月	日			
A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究所基準）		A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動		医師名						
1. 軽症：皮膚のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※重症の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬などを伴う病変		1. 管理不要（ 2. 管理必要（ B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 C. 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： 3. 夏季シャワー浴（施設で可能な場合は） D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ決定)		医療機関名						
B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. 保湿剤 4. その他（「プロトヒック等」）		B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（）		C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし						
A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（）		A. プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： 3. プールへの入水不可）		C. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ決定)		医療機関名	記載日	年	月	日
A. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（）		B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： ）				電話				
A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期：春、夏、秋、冬		A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容： ）		B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ決定)		電話	記載日	年	月	日
B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 4. その他（）		B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ決定)				電話				

●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名

